

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。

平成27年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第9号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号。以下「政令」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。

(マンションの除却の必要性に係る認定申請書に添えるべき書類)

第3条 省令第49条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該認定申請に係るマンションが法第102条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認める者が証する書類
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第33条第1項第1号の表に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 法第102条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第49条第1項の規定にかかわらず、同項の認定申請書に同項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

(容積率の特例に係る許可申請書に添えるべき図書等)

第4条 省令第52条第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の立面図

(2) 許可を必要とする理由書

(3) その他知事が必要と認める図書又は書面

(申請の取下げ)

第5条 法の規定による許可、認可又は認定の申請を行った者は、当該申請を取り下げようとするときは、申請取下届出書（第1号様式）により知事に届け出なければならない。

(手数料納付票等)

第6条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部584の4の項に規定する手数料を納付する者は、省令第52条第1項の許可申請書の余白又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律に係る手数料納付票（第2号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

申請取下届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名 ㊟
 （法人にあつては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の職・氏名）

次のとおりマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第5条の規定により申請を取り下げたいので届け出ます。

記

1 申請の種類	許可申請 ・ 認可申請 ・ 認定申請
2 申請の根拠となる法令の条項	
3 申請年月日	年 月 日
4 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）	
5 申請に係るマンションの所在地	
6 申請取下げ理由	
※ 受付欄	

- 注意
- 1 1欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 2 2欄は、申請の根拠となるマンションの建替え等の円滑化に関する法律の条項を記入してください。
 - 3 6欄は、できるだけ具体的に記入してください。
 - 4 ※欄は、記入しないでください。
 - 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律に係る手数料納付票

申請者氏名				印
手数料金額			※受付年月日	
			※受付番号	

	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	

- 注意
- 1 ※欄は、記入しないでください。
 - 2 証紙は、欄内に貼ってください。
 - 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。